

令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について（答申案）

市から、令和5年12月26日付旭育第1118号により諮問のあった「令和7年度以降の放課後児童クラブの運営」について、各諮問事項への意見は次のとおり。

諮問事項1 「令和7年度以降の運営方法」について

民間委託検討時に整理していた課題について、運営委託実施後の約4年間の状況を検証したところ、利用児童及び保護者の評価の点から解決に資すると評価できることから、令和7年度以降の運営手法として、委託により実施するという市の考えを了とする。

諮問事項2 「委託により実施することを了とする場合の委託内容」について

現行の委託内容を基本として見直しの内容について調査審議を行った。

見直しの内容として、市から、新たに施設管理に係る業務の一部を委託内容に加えるなどさらなる効率化を図ること、受託事業者に提供するプログラムに幅を持たせるため児童クラブ費の金額設定に裁量を持たせること、ブロック数においては、今後5年の入会見込み児童数から複数の児童クラブの閉鎖の可能性がある状況も鑑みた上、3ブロックとすること、支援員の処遇については、受託者において市の会計年度任用職員の状況を参考として設定できるよう検討すること、について示された。

これらの見直しの内容は、民間委託検討時に整理していた課題解決に資する取組であり、了とする。ただし、児童クラブ費の金額設定については、現行の金額設定を考慮し、できるだけ負担増が生じないよう配慮が必要。

なお、諮問事項以外の意見として、公設民営の放課後児童クラブについて、利便性向上の点から開会時間延長に関する意見があったことを付す。